

(17) 介護給付費等負担金（居宅療養管理指導等）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と東海財務局の共同調査	3,398,981の内数	3,406,345の内数	7,364の内数	—

事案の概要

居宅療養管理指導は、ケアマネジャーが作成するケアプランへの位置付けが必ずしも必要とされないため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等（以下「サ高住等」という。）の入居者に対して画一的にサービスを受けさせている実態がないか確認するとともに、居宅療養管理指導の利用までのケアマネジャーの関わり方等を調査する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 居宅療養管理指導の利用状況
2. ケアマネジャー・自治体の関与について

○ サ高住等における居宅療養管理指導について、サービス利用の要件である「通院が困難な利用者」を満たしていない場合であっても、画一的にサービスを利用させるなど、適切なサービス提供が行われておらず、不適切な介護給付費が発生している。

○ そのため、厚生労働省においては、サ高住等における居宅療養管理指導の不適切な執行の抑制及び利用者にとって最適な介護サービスの提供となるよう、居宅療養管理指導のサービス利用時にはケアマネジャーによる給付管理が確実に行われるようにするなど、早急に介護保険制度の適切な運用や制度の在り方について検討すべき。

○ また、厚生労働省においては、自治体がより効果的な運営指導を行えるよう、サービスに係る明確な基準等を示すなど、実効的な対策を講じるべき。

反映の内容等

1. 居宅療養管理指導の利用状況
2. ケアマネジャー・自治体の関与について

○ サ高住等における居宅療養管理指導の在り方を含む介護報酬については、令和9年度介護報酬改定に向けて、予算執行調査の結果も踏まえ必要な現状把握を実施するとともに、介護給付費分科会において、必要な議論を実施することとしている。